

勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金交付要綱

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 市長は、物価の高騰に対する生活者支援及び家庭における地球温暖化防止対策の推進を図るため、この要綱で定める省エネルギー家庭用電気製品（以下「省エネ家電」という。）を購入した者に対して、予算の範囲内において、勝浦市補助金等交付規則（昭和44年勝浦市規則第16号）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が居住する市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。ただし、設置場所は、住宅部分に限る。）に次の各号に掲げる新品の省エネ家電を各法令に準拠した製品を購入し設置する事業とする。

- (1) 日本産業規格C9901（以下「JIS規格」という。）に基づき算出された2027年度目標の省エネ基準達成率（以下「達成率」という。）が100パーセント以上のエアコンディショナー
- (2) JIS規格に基づき算出された2021年度目標の達成率が100パーセント以上の電気冷蔵庫
- (3) JIS規格に基づき算出された2021年度目標の達成率が100パーセント以上の電気冷凍庫
- (4) JIS規格に基づき算出された2026年度目標の達成率が100パーセント以上のテレビ
- (5) JIS規格に基づき算出された2025年度目標の達成率が100パーセント以上のエコキュート
- (6) JIS規格に基づき算出された2020年度目標の達成率が100パーセント以上のLED照明器具（天井などに固定されるもの。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。ただし、勝浦市暴力団排除条例（平成23年勝浦市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

- (1) 補助金交付申請日に住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 本人及び本人が属する世帯のほかの構成員（以下「本人等」という。）が市税を滞納していないこと。
- (3) 本人等が当該年度内において、既に本要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと。

（補助対象経費と補助金の額）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、申請者が令和8年4月1日から同年10月31日までに負担した次の各号の省エネ家電の購入費及び工事費とする。ただし、工事費のみの場合は、補助対象経費としない。

- (1) 購入費は、省エネ家電本体及び付属品を購入した経費とする。
- (2) 工事費は、省エネ家電本体及び付属品の取付け、配管又は配線など必要な工事に支払った経費とする。

2 次の経費については、補助対象経費から控除するものとする。

- (1) 割引券、クーポン券、商品券、販売店のポイントによる支払額
- (2) 既存家電の取外し費用、収集運搬料、家電リサイクル料
- (3) 省エネ家電の荷造運賃手数料、代引き手数料
- (4) 国その他の団体から交付された補助金
- (5) その他、補助対象経費として適当と認められない費用

3 補助金の額は、補助対象経費の3分の1（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、上限を50,000円とする。

4 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を含めるものとする。

（交付の申請）

第5条 申請者は、令和8年5月1日から同年11月30日までに勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入及び工事の注文書、契約書、納品書又は工事完了報告書の写し
- (2) 購入費及び工事費がわかる領収書（型番等の機種を特定できる記載があるものに限る。）の写し
- (3) 購入費及び工事費の内訳がわかる書類の写し

- (4) 省エネ家電の保証書（省エネ家電の製造者が発行したものに限る。）の写し
- (5) 省エネ家電設置状況の前後が確認できる写真
- (6) 省エネ家電に貼られている型番がわかるラベルの写真
- (7) 本人等の住民票の写し（住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (8) 本人等に市税の滞納がないことを確認できる書類の写し（市税の納付状況について市長が公簿等で確認することについて同意した場合を除く。）
- (9) 家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）の写し（第2条第1号から第4号までの省エネ家電を買換えた場合に限る。）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（交付等の決定）

第6条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は前条の規定により補助金を交付する決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（財産の管理）

第8条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（処分の制限）

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金処分承認申請書（別記第3号様式）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。

2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和4

0年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、6年間とする。

- 3 市長は、第1項による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金処分承認(不承認)通知書(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による承認通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数(1か月未満の期間は算入しない。)の割合に相当する補助金額(千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。)を勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、勝浦市省エネ家電購入支援事業補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

第12条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

- 3 前項の規定する日において、現にこの要綱第6条の規定により市長が補助金の交付の決定をした者に係る第8条から第12条までの規定については、この要綱の規定による失効後もなおその効力を有する。